

## 令和6年度群馬県環境審議会委員公募実施要項

### I. 一般枠

#### 1 公募の趣旨

群馬県環境審議会において、県民の参画を得て本県の環境保全に関する基本的事項を調査・審議するため、委員の一部を広く公募する。

#### 2 募集人員

2名程度

#### 3 応募資格

以下の条件を満たす群馬県在住又は在勤・在学の方とする。

- (1)地域（個人またはNPO等の団体）や企業において、環境活動（環境保全、環境美化、環境学習等）に関する何らかの活動歴を有し、環境活動についての意欲と環境行政について広い関心を持っている方
- (2)令和6年4月1日現在の年齢が満18歳以上の方
- (3)年に数回、平日に県庁等で開催される会議に出席できる方
- (4)国家公務員又は地方公務員でない方

#### 4 応募方法

応募者は、次の2点の応募書類を、郵送、持参、FAX、電子メール、電子フォーム（LoGoフォーム）いずれかの方法で提出する。応募書類の様式は自由とするが、書面による提出の場合、用紙はA4判・縦方向・横書きとする。

なお、書類の郵送料、県庁までの交通費等の費用は応募者の負担とし、提出された応募書類は返却しない。

- (1)応募書類1 住所、氏名、生年月日、性別、職業、勤務先、  
連絡先（電話番号又はメールアドレス）、  
上記3（1）の環境活動に関する活動歴を簡潔にまとめたもの
- (2)応募書類2 「応募の動機」を800字以内にまとめたもの

## Ⅱ. 次世代枠

### 1 公募の趣旨

群馬県環境審議会において、県民の参画を得て本県の環境保全に関する基本的事項を調査・審議するのにあたり、若者の意見を取り入れるため、委員のうち次世代委員を広く公募する。

### 2 募集人員

2名程度

### 3 応募資格

以下の条件を満たす群馬県在住又は在学の学生とする。

- (1)地球温暖化防止対策を始めとした環境活動についての意欲と環境行政について広い関心を持っている方
- (2)令和6年4月1日現在の年齢が満18歳以上の方
- (3)年に数回、平日に県庁等で開催される会議に出席できる方
- (4)国家公務員又は地方公務員でない方

### 4 応募方法

応募者は、次の3点の応募書類を、郵送、持参、電子メール、電子フォーム（LoGoフォーム）いずれかの方法で提出する。応募書類の様式は自由とするが、書面による提出の場合、用紙はA4判・縦方向・横書きとする。

なお、書類の郵送料、県庁までの交通費等の費用は応募者の負担とし、提出された応募書類は返却しない。

- (1)応募書類1 住所、氏名、生年月日、性別、連絡先（電話番号又はメールアドレス）、専攻分野やボランティア活動歴などを簡潔にまとめたもの※  
※マークのある資料については該当ある場合のみ提出
- (2)応募書類2 「応募の動機」を400字以内にまとめたもの
- (3)応募書類3 在学からの推薦書等

### Ⅲ. 共通事項

#### 1 委員任期

2年間（令和6年9月1日～令和8年8月31日）

#### 2 報酬等

審議会に出席した場合、県が定める報酬及び旅費を支給する。

#### 3 応募期間

令和6年7月12日（金）から8月5日（月）必着（25日間。なお、郵送の場合は当日の消印があるものまで有効。）

#### 4 応募書類の提出先

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1 群馬県環境森林部環境政策課調整・DX推進係

電話 027-226-2815

FAX 027-223-0154

E-mail kanseisaku@pref.gunma.lg.jp

#### 5 選考方法

第1次選考として書類審査を行う。その後、第2次選考として第1次選考通過者を対象にした面接審査を行う。

第2次選考（面接審査）の実施は、令和6年8月19日（月）の週を予定。

#### 6 決定通知

選考結果については、応募された本人あてに郵送により通知する。

#### 7 その他

（1）応募書類等の個人情報は、選考の目的のみに使用する。

（2）上記のほか、環境審議会委員に関する事項は、「群馬県環境審議会条例」に定めるところによる。

#### 附 則（令和6年8月5日）

1 この要項は、令和6年8月5日から施行する。

2 次世代枠の応募期間はⅢ. 共通事項の3の規定にかかわらず次のとおりとする。

令和6年7月12日（金）から8月19日（月）必着（39日間。なお、郵送の場合は当日の消印があるものまで有効。）